

えいせい

都庁職衛生局支部ニュース

2009年11月17日 責任者 支部長小野塚洋行

電話 03-3349-1501 都庁内線63-210

給与・一時金は勧告どおり

時間単位の年休取得は年5日以内。新たに半休制度導入。
～半休は時間単位の年休取得日数にはカウントせず～

時短

2010年4月1日から7時間45分勤務へ

■ 給与改定

- 公民較差(△1,468円、△0.35%)と地域手当の支給引き上げ(16%→17%)に伴う引き下げ分と合わせて引き下げ。
- 実施時期：平成22年1月1日から

■ 特別給(一時金=ボーナス)

- 期末手当の年間支給月数を0.35月引き下げて3.15月とし、再任用職員については、0.15月引き下げて1.65月とする。
この削減分については、今年度は、6月期の期末手当における凍結分を削減して支給せず、3月期の期末手当を0.15月削減し、再任用職員については0.05月削減して支給する。
- 来年度以降は、3月期の期末手当を廃止し、6月期と12月期の支給月数を、それぞれ0.05月引き上げ、再任用職員については、6月期の支給月数を0.05月引き上げる。
- 今年年末一時金については、現行の条例、規則どおり、期末手当を1.65月、勤勉手当を0.5月、合計2.15月分を、再任用職員については、期末手当を0.95月、勤勉手当を0.275月、合計1.225月分を、12月10日に支給する

■ 所要の調整

- 3月期の期末手当において実施。(4月1日から12月31日までの例月給と一時金)

■ 地域手当の支給割合

- 区部・多摩公署における地域手当の支給割合を16%から17%に引き上げる。

■ 勤務時間短縮

- 官庁執務型職員の勤務時間は、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分とする。
- 交替制勤務等職員の勤務時間は、4週を超えない期間につき、1週間当たり38時間45分とする。
(割り振りについては、現行どおり特例設定等により定めることが出来るものとする。)

■ 休憩時間及び休息時間

- 官庁執務型勤務職場
官庁執務型勤務職場における休憩時間は1時間とする。ただし、学校に勤務する職員については、休憩時間を45分とする。
- 交替制勤務職場
交替制勤務職場における休憩時間は、勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間、継続して一昼夜にわたる場合は1時間30分以上とする。
また、おおむね4時間の勤務時間について、15分の休憩時間又は15分の休息時間を置くこととする。(1回の勤務において置く休息時間と15分の休憩時間の回数差は1回までとする。)
ただし、学校に勤務する職員について、現行の通りとする。

■ 現業任用制度

引き続き協議

■ 時間単位の年次有給休暇の取得の見直し

- 時間単位の年次有給休暇の日数は、5日以内での取得。ただし、学校職場における勤務の特殊性により、学校職員のうち教育職員等は、従来どおり。
- 半休制度を全庁的に導入
- 半休については時間単位の年次有給休暇の取得日数に含めない。
- 実施時期：平成22年4月1日から(3月31日までは従来どおり)

えいせい2009年11月17日

<p>■子どもの介護休暇</p>	<p>○ 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が複数いる場合には、1年につき10日以内で必要と認められる期間を取得できるものとする。</p> <p>(子1人につき年5日を限度)。</p> <p>○ 養育家庭(里親制度)を対象に追加。</p>
<p>■短期介護休暇 (新設)</p>	<p>○ 要介護者の範囲: 現行の介護休暇と同様又は2親等以内の親族で、疾病、負傷又は老齢により日常生活に支障がある者。</p> <p>○ 承認事由: 主として、介護を担当している職員以外の者が疾病にかかった場合。要介護者の入院に付き添う場合。</p> <p>○ 使用単位: 5日。要介護者は複数の場合は10日。一時間を単位で取得。22年7月1日から実施。</p>
<p>■島しょ 扶養親族移転料</p>	<p>○ 12歳未満は実費支給。12歳以上は職員相当の実費額支給。</p>
<p>■島しょ 赴任旅費の支給対象の事由の追加</p>	<p>○ 島しょ地域での臨時的任用職員の任期満了に伴う退職に引き続き正式任用職員として採用された職員がその採用に伴う移転のため旅行する場合。</p> <p>○ 実施時期: 平成22年4月1日以降に正式任用職員として採用される職員から適用。</p>
<p>■再雇用及び 専務的非常勤職員の 骨髓提供</p>	<p>○ 骨髓バンク提供に要する日又は時間は職務専念義務を免除。勤務しない時間減額。</p> <p>○ 実施時期: 22年4月1日から実施。</p>
<p>■再雇用職員及び 専務的非常勤の 介護欠勤の取扱い</p>	<p>○ 雇用更新時における欠勤の換算方法は、時間を単位として承認した場合、7時間45分をもって1日と換算。ただし、平成22年4月1日の更新については8時間をもって1日と換算。</p> <p>○ 実施時期: 平成22年4月1日以降の更新について適用。</p>

■ 退職金

○支給制限・返納処分の拡大

退職後、まだ退職手当が支払われていない場合

在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき非違行為があったと認められたときは、該当退職者に対し、退職手当を支給しないことができるものとする。

退職手当支給後

当該退職者に対し、退職し手当を返納させることができるものとする。

○ 実施時期

平成21年12月(改正条例の施行日以降の退職者に適用)

■ 内国旅費

○ 日当: 廃止

○ 旅行雑費(近接地外)新設: 1,100円

○ 宿泊料: 級別を廃止

7級以下全て 11,000円(甲地方)10,000円(乙地方)

○ 食卓料: 級別を廃止。7級以下全て 2,200円

■ 外国旅費

○ 支度料の廃止

■ メーカー職免: 引き続き協議